

# “日本モンゴルEPA”とモンゴルの貿易・投資環境

青山学院大学 岩田伸人 (IWATA nobuto)

- 本日の内容:
- モンゴルの概観・・・一般的な知識の共有
- 要点・・・3点(バランス外交、リスク、選挙) + 日モEPA
- WTO 体制下のモンゴルの位置付けと特徴
- 国際経済・国際貿易から見たモンゴルの全般的概要
- モンゴルの経済・貿易全般
- 日モEPA
- 世界的な地域統合・再編成の中で見た“モンゴル”の将来・シナリオ

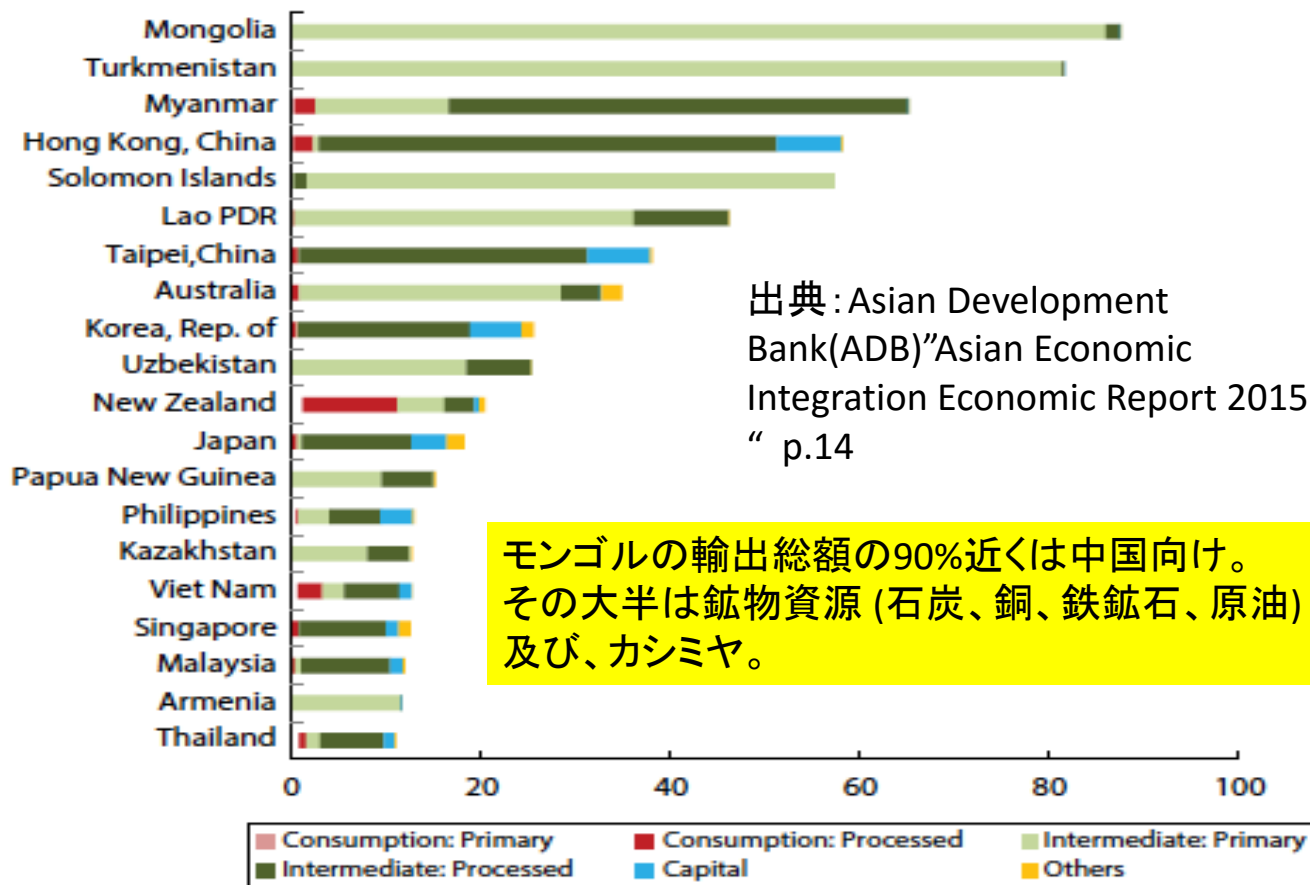
## 1 モンゴル概観・・・一般的な知識の共有

- 「モンゴル国」(英文正式名称:Mongolia) → 北東アジアに位置する市場経済国家
- 国土面積は日本の約4倍,人口約300万人(約半分が UB)
- 1997年にWTO加盟
- 年間気温高低差は最大50~60°、中口に完全に囲まれた内陸国家。
- 過去(1206~1388年)にモンゴル(蒙古)帝国として世界を制し、近年は1920年代の初頭に当時のソビエト連邦(赤軍)の支援を受けて社会主義国家として独立し、1991年12月25日のソ連邦崩壊までの約70年間、「モンゴル人民共和国」として存続。
- 1991年6月,COMECON(COMECON:経済相互援助会議)消滅,同12月,ソビエト連邦崩壊。その前年(1990年)、モンゴルはそれまでの社会主義政党「人民革命党」(2011年に「人民党」に改称)による一党独裁体制を放棄し、複数政党制を導入。
- 1992年1月,モンゴルを民主主義国家と定めた新憲法が制定,同年2月、民主主義国家=「モンゴル国」へ改名。その過程で、日本及び世界銀行による経済支援がモンゴル経済の復興に貢献。同年1992年1月1日にロシア連邦が成立。
- モンゴルのカロリーベース食料自給率は最近まで日本と同じ40%程度だった。2008年からの食料増産計画により、今では主食用の小麦とジャガイモは自給率100%を超え、中国向けに輸出も行われている。
- 2000年以降,最大の課題は“内陸国家としてのリスクをいかに軽減するか”にある。



## モンゴルの中国への輸出貿易依存は、極度に高い

**Figure 19: Top Asian Exporters to the PRC**  
(% of economy's total exports, 2014)



出典: Asian Development Bank(ADB) "Asian Economic Integration Economic Report 2015" p.14

モンゴルの輸出総額の90%近くは中国向け。その大半は鉱物資源 (石炭、銅、鉄鉱石、原油) 及び、カシミヤ。

## モンゴルの鉱物資源

- 土地の「所有権」は国家にある。
- モンゴルの鉱物資源法(1997年):「探鉱権」「採掘権」のライセンス譲渡自由化、2001年以降、鉱物関連で外国企業の参入拡大
- 大規模鉱床の開発⇒南ゴビ:オユトルゴイ(「OT」)、タバントルゴイ鉱床(「TT」)
- 2006年～:⇒資源ナショナリズムの機運、「超過利潤税」(2011年1月1日に廃止)
- 2006年鉱物資源法(「戦略的重要鉱床」: deposits of strategic importance)
- 2008年9月:リーマン・ショック⇒鉱物資源やカシミヤ原毛の国際価格が急落。  
このため2006年鉱物資源法を改正する動きはいったん沈静化した。
- 2009年10月:OT開発のための投資協定が、モンゴル政府、アイバンホー・マインズ社、リオ・テイント社の三者によって締結。
- 2010年11月25日:鉱物資源法を改正⇒採掘された鉱物資源の種類、市場価格、加工度などに比例して0～30%を追加徴収する「累進ロイヤルティー制度」を導入

### 【まとめ】

モンゴルの鉱物資源開発は、世界的な鉱物資源価格の動向、中国の国内景気動向、およびモンゴル国民の資源ナショナリズム、それらに連動するモンゴル政府・国会の動向に強く影響されながら、関連法の修正・改正が行われてきた。

## モンゴルのWTO加盟と関税

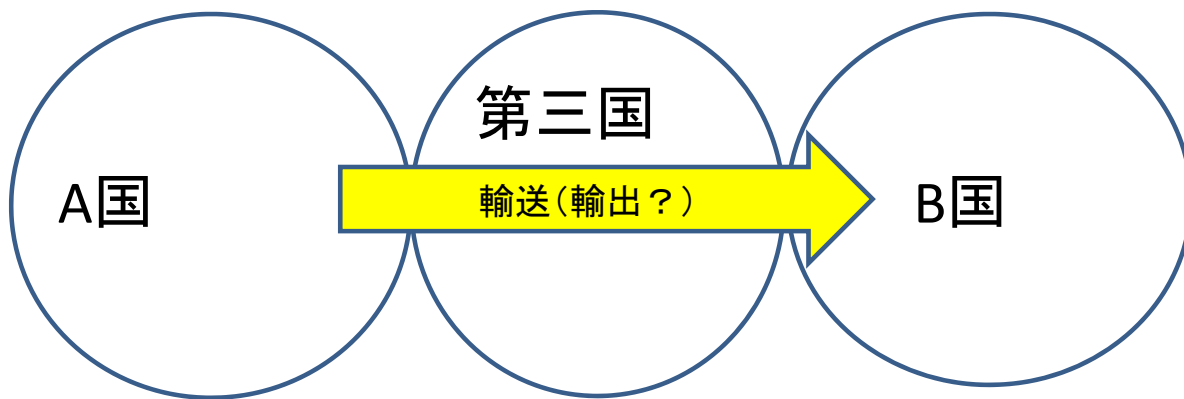
- 2016年現在、WTO加盟国数は**173か国**(カザフスタン:2015、ロシア:2012、中国:2001)
- モンゴルは、WTO加盟時(1997年)に輸入関税を20%の水準に設定することがWTOで認められていた。
- だが、モンゴル政府は、なぜか加盟時(1997年)に輸入関税を全てゼロに設定した。
- その結果、中国などからの輸入が急増したにもかかわらず、モンゴル政府は、WTOで認められている救済措置(SG、AD、相殺措置)の適用を申請をしなかった。
- モンゴルは、WTOに関税(協定税率)引き上げ申請を行い、受理された。最終的にモンゴルの輸入関税は、一律原則5%に設定され、現在に至る。

### <WTO加盟前後から今日までの関税率の変化プロセス>

WTO加盟以前	= 15% (平均輸入関税)
1997年4月1日～1999年7月1日	= ゼロ
1999年7月～2000年12月	= 5%
2001年1月～	= 7%
2002年～ 現在	= <u>5%</u> (一部の季節関税などの例外あり)

参考)モンゴルが、関税ゼロに設定したのは、モンゴル帝国時代(1206～1294年)と、WTO加盟時(1997年)のみと云われる。

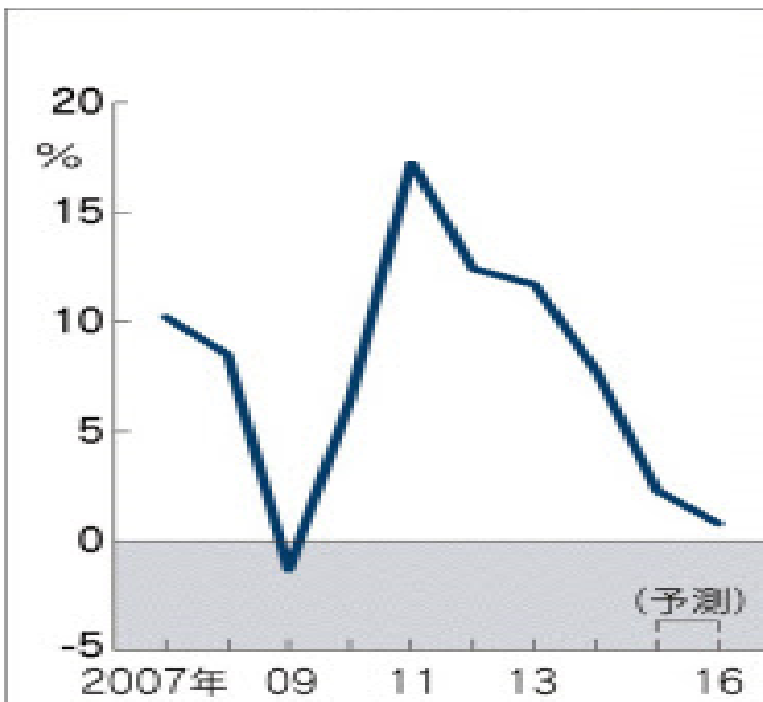
## 内陸国家に共通した課題



WTOでは、“通過の自由”の問題として検討されている。

GATT第5条(通過の自由), 同第8条(輸入及び輸出に関する手数料及び手続き), 同第10条(貿易規則の公表及び施行)左いずれも“貿易円滑化に関わる”

## 2011年以降のモンゴルの経済成長



鉱物資源の中国輸出への過度な依存

(中国の国内景気次第)

2011年 = 17.3%

2013年 = 11.7%

2014年 = 9.5%

2015年 = 2.5%

(IMF 世銀予測)

モンゴル経済は、11年に17.3%の急成長を示したが2014年から急速に鈍化。世界銀行は2016年は0.8%の低成長へとさらに減速すると予測。

資料: U.S. Embassy in Ulaanbaatar Mongolia  
2014 Mongolia Investment climate  
statement(7/28/2014)

# 日モEPA交渉の概要

2009年7月,

**バヤル首相**来日,麻生首相へ自由貿易協定(FTA)の締結を提案  
「モンゴルの鉱物資源(石炭)と日本のテクノロジーを交換したい」

2011年3月 東日本大震災・・・FTA交渉準備が一時中断

2012年6月 正式交渉開始(民主党野田政権下で第1回目)

2014年7月 大筋合意(計7回交渉)・・・財・サービス・投資の自由化

2015年2月10日、安倍首相とサイハンビレグ首相(民主党),  
東京で日モEPAの合意文書に署名。

2016年6月7日 **日モEPA発効**,

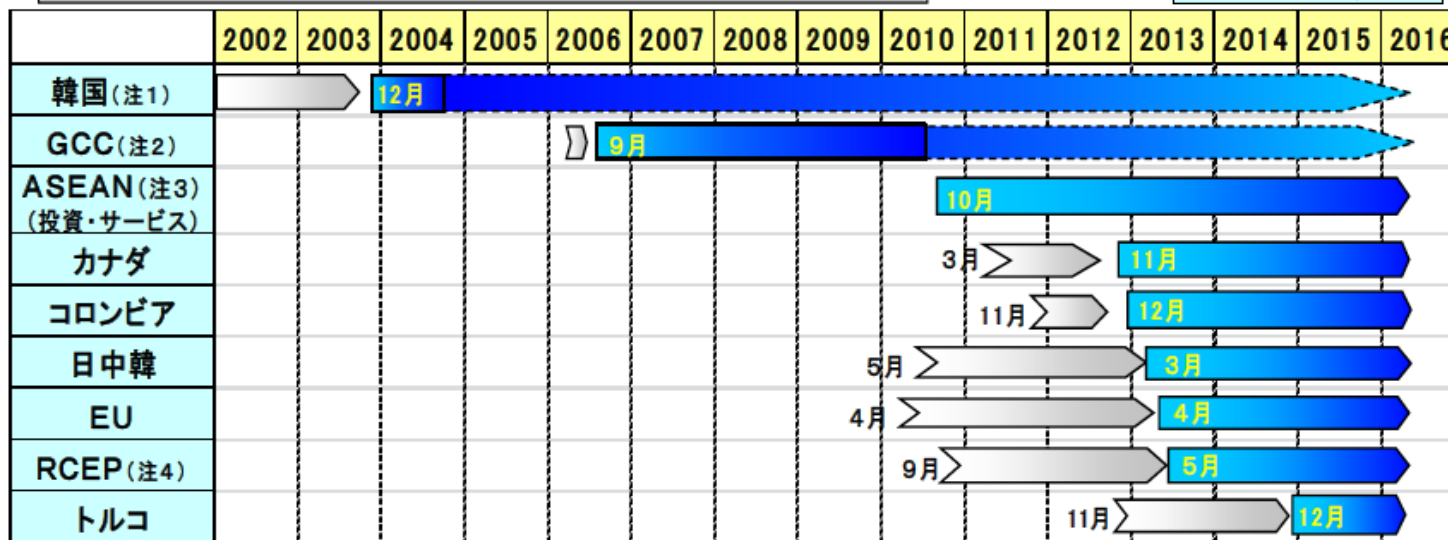
同日,既存の日モ投資協定(2001年2月15日署名、2002年3月24日発効)は  
終了

.....日本には15番目,モンゴルには初めてのFTA(=EPA)

日モEPAは、我国が締結済みの「経済利益の見えるEPA」とは異なる。

各国との交渉中EPAの進捗状況 (2016年6月時点)

共同研究等  
交渉



※発効又は署名済みEPA

シンガポール	2002年11月発効 (2007年9月改定)	フィリピン	2008年12月発効
メキシコ	2005年 4月発効 (2012年4月改定)	スイス	2009年 9月発効
マレーシア	2006年 7月発効	ベトナム	2009年10月発効
チリ	2007年 9月発効	インド	2011年 8月発効
タイ	2007年11月発効	ペルー	2012年 3月発効
インドネシア	2008年 7月発効	豪州	2015年 1月発効
ブルネイ	2008年 7月発効	モンゴル	2016年 6月発効
ASEAN(物品貿易)	2008年12月発効	TPP(注5)	2016年 2月署名 (未発効)

(注1)日韓EPA：1998年からシンクタンクによる共同研究を経て、2004年11月以降、交渉中断。

(注2)GCC(湾岸協力理事会)：アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国)。2009年以降、交渉延期。

(注3)日・ASEAN包括的経済連携協定：物品貿易については署名・発効済(インドネシアとの間では未発効)であるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。

(注4)RCEP(東アジア地域包括的経済連携)：ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)。

(注5)TPP(環太平洋パートナーシップ)：シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)。

# “日本モンゴルEPA”とモンゴルの貿易・投資環境

## 【要点】

- 1) 中ロの関係が緊密化する中、両国に完全に囲まれた内陸国家モンゴルは、中立を保つための「バランス外交」を今後も維持するが、最近の中国のエネルギー需要の低下と世界的な資源価格の低迷から、貿易は縮小均衡の状況にある。⇒2016年が景気の底？
- 2) モンゴル経済は鉱物資源への依存度が極端に高く、実質的な買い手が中国に限られている現状から生じるリスクを軽減することに腐心している。産業の多角化と国家財政赤字への対応も喫緊の課題。
- 3) 2016年6月の第7回総選挙で、総議席数76のうち、65議席を最大野党の「人民党」が獲得した。これにより2008年から2016年まで続いたモ国会内の与野党対立による“決められない政治”の解消!? 大統領戦は2017年  
 政権与党となる人民党は、モンゴルの深刻な財政赤字を解消するためにIMFの勧告を受け入れ、さらに操業が停滞しているモンゴル主要鉱山の再稼働に着手すると見られる。

## モンゴル総選挙(2016年6月30日発表)の結果とその影響

党名	改選前の総議席数	選挙区	比例区	改選後の総議席数(全て小選挙区)
民主党	35	25	10	9
<b>人民党</b>	26	17	9	<b>65</b>
公正連合	10	3	7	
国民勇気・緑の党	2	0	2	
その他	3	3	0	2
<b>合計</b>	<b>76</b>	<b>48</b>	<b>28</b>	<b>76</b>

2016年6月のモンゴル国「第7回総選挙」では、一院制の総議席数76のうち、65議席を最大野党の「人民党」が獲得した。選挙前は、与党「民主党」と野党「人民党」の二大政党に対する国民の支持率は共に低い水準で拮抗していたが、その他の複数野党に票が入るのを排除する目的で、事前に二大政党の主導で小選挙(1人枠)区制にしたこと、および、選挙が近づくにつれて国民の与党「民主党」への信頼が低下してきたこと、さらに民主党政権下では今の最悪景気を回復できない、など幾つかの要因が重なり、結果的に、人民党の地滑り的な勝利となった(投票率や前回を上回る約72%)。なお、人民党は、選挙前よりモンゴルの深刻な財政赤字を解消するためには、IMFの勧告を受け入れると表明している。

モンゴル経済への影響は？ 日モ関係への影響は？ 中ロとの関係は？

# モンゴルの経済と貿易構造

## 概況

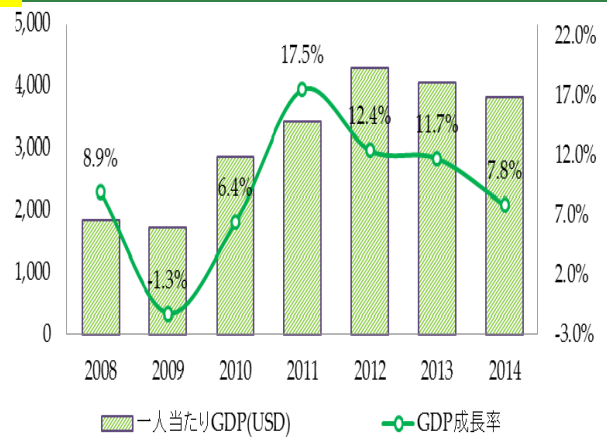
## モンゴルの経済1

- ▶ 近年世界で最も高い経済成長2013年 11.7%
- ▶ 経済の上下変動が激しい。← 中国への一極依存
- ▶ 国内需要: 高いインフレと通貨安で圧迫

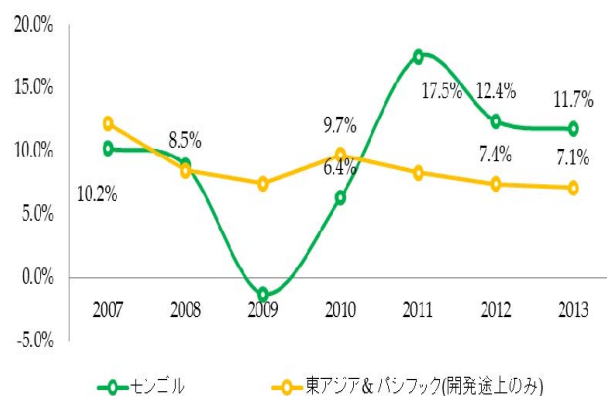
## マクロ経済

百万ドル	2010	2011	2012	2013	2014
名目GDP	7,765.1	9,434.3	11,987.9	11,521.4	11,567.4
実質GDP	7,765.1	8,195.2	9,233.1	8,648.1	8,193.5
実質GDP (% y)	6.4%	17.5%	12.3%	11.7%	7.8%
インフレ (%)	13.0%	8.9%	14.0%	12.5%	11.0%
貿易収支	- 292	-1,746	-2,354	- 2,088.8	538.0
輸出	2,908	4,780	4,384	4,269.1	5,774.6
輸入	3,200	6,526	6,738	6,357.9	5,236.6

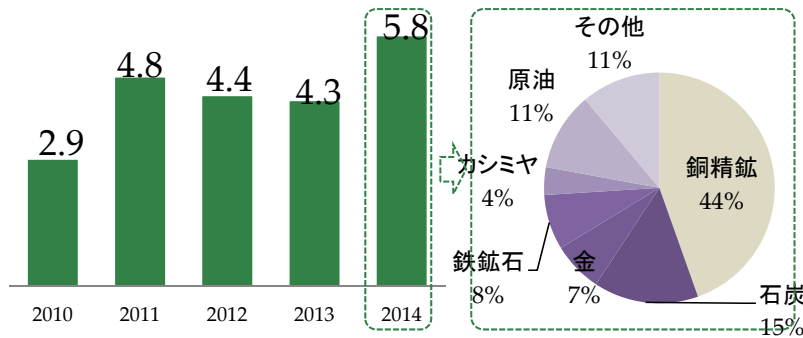
## GDP成長と一人当たりGDP



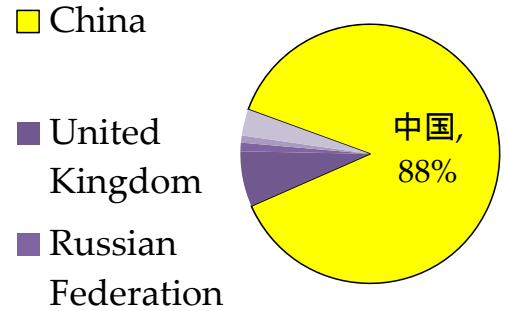
## 経済の成長比較



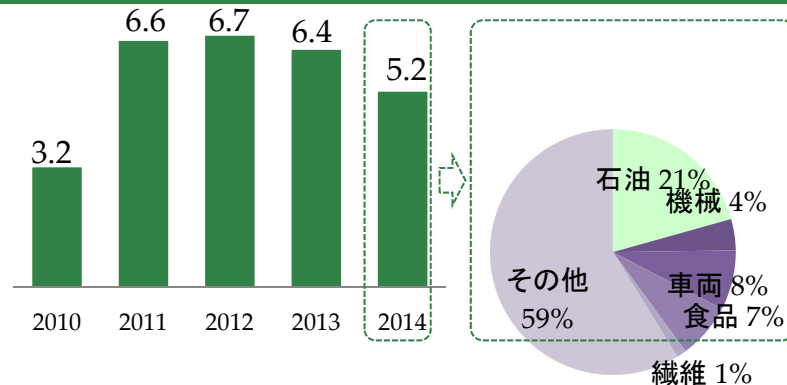
**輸出货量と主要輸出製品 (単位: 10億ドル)**



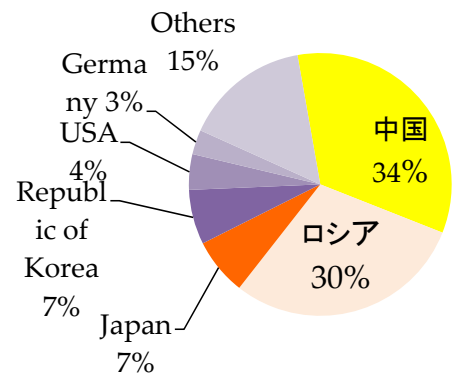
**国別輸出**



**輸入量と主要輸入製品 (単位: 10億ドル)**



**国別輸入**



出典: 統計局

**モンゴルの貿易構造・・・中国(輸出入)・ロシア(からの輸入)への過度**

モンゴルの貿易の特徴: **エネルギー資源(石炭、原油)**を中国へ輸出し、**エネルギー製品(ガソリン等)**をロシアから輸入。

モンゴルの最大の輸出品目である石炭・鉄などの鉱物資源は、ほぼ全量が中国向けであり、実質的に中国の「買い手独占」。→価格決定権は中国側にある。

モンゴル産のコークス炭に対する中国側の買値は国際価格の半値以下という。  
 →モンゴル政府筋へのヒアリング(2014年8月)による。

モンゴル国内には原油が埋蔵。中国の石油大手ペトロチャイナが採掘し、全量が未精製のまま中国に輸出されている。

現在、モンゴル国内のほぼすべてのガソリン・灯油はロシアからの輸入。モンゴル政府は、自国内の原油を精製し、国産の石油を生産・販売供給

国内製油所の建設計画(丸紅など)は、あったがモンゴル政府の方針に合わず。



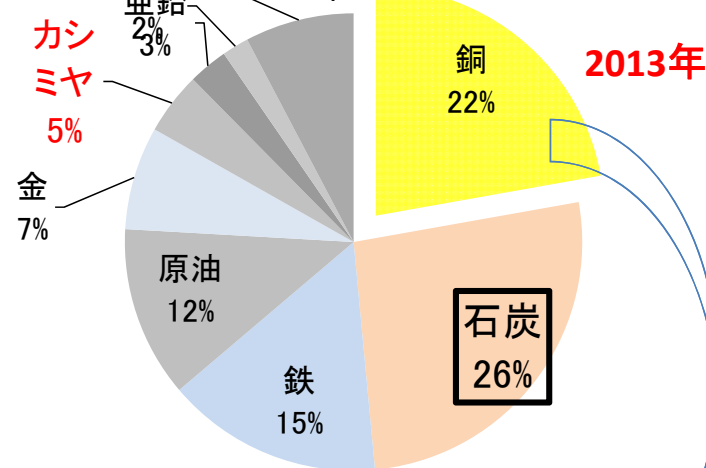
# モンゴルの主要貿易相手国は 中国とロシア(2015年)

## 輸出は中国向け, 輸入は中国とロシア向け

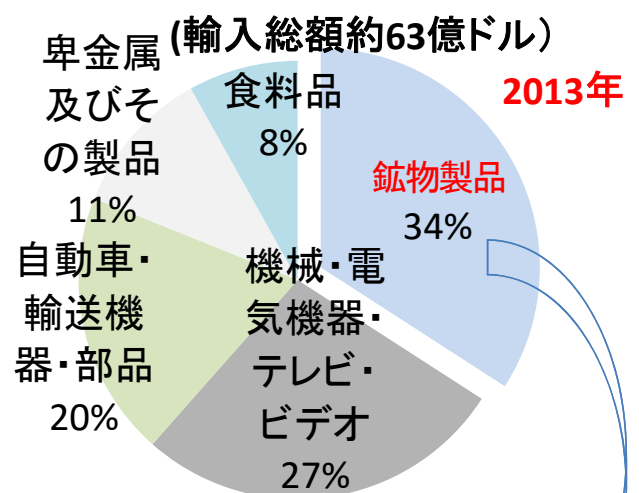
相手国名	貿易総額		輸出額		輸入額		貿易収支
	貿易総額 (百万ドル)	シェア (%)	輸出 (百万ドル)	シェア (%)	輸入 (百万ドル)	シェア (%)	
中国	5,300	62.6	3,910	83.7	1,390	36.6	2,520
ロシア	1,098	13	77	1.6	1,021	26.9	▲944
韓国	325	3.8	67	1.4	258	6.8	▲191
米国	135	1.6	19	0.4	116	3.1	▲97
日本	295	3.5	20	0.4	275	7.2	▲255
その他	1,314	15.5	577	12.5	737	19.4	▲160
総額	8,467	100	4,670	100	3,797	100	873

資料:モンゴル国家統計局(NSO)

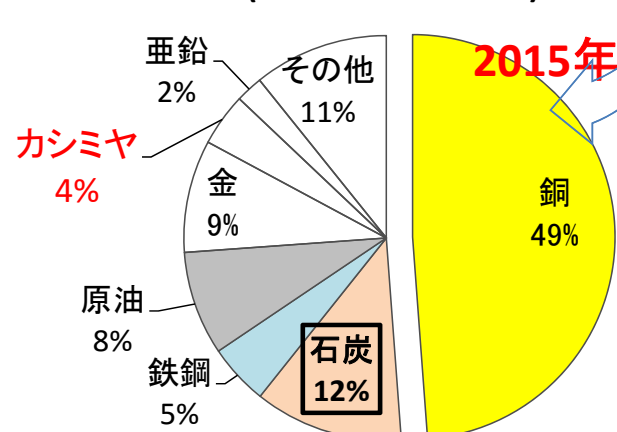
### モンゴルの主要輸出品目 (総額約42億ドル)



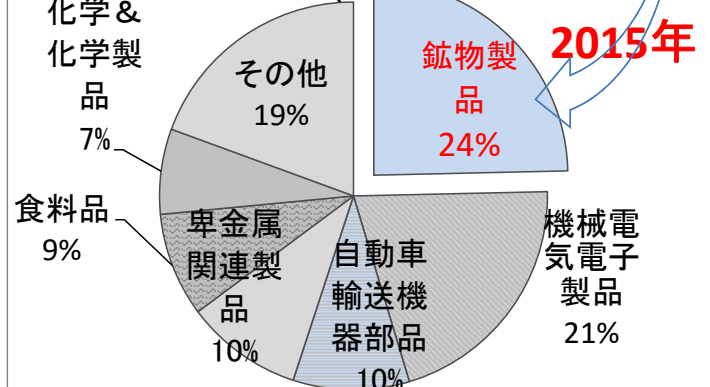
### モンゴルの主要輸入品目 (輸入総額約63億ドル)



### 主要輸出品 (総額約46.7億ドル)



### 主要輸入品 (総額約37.9億ドル)



# 日本モンゴル経済連携協定

略称：日・モEPA

(Economic partnership Agreement)

## < 日モEPAのWTO上の根拠規定 >

Free Trade Agreement

& Economic Integration Agreement

||

||

財(Goods)の自由貿易協定

サービス(service)の自由貿易協定

根拠規定： GATT Art. XXIV

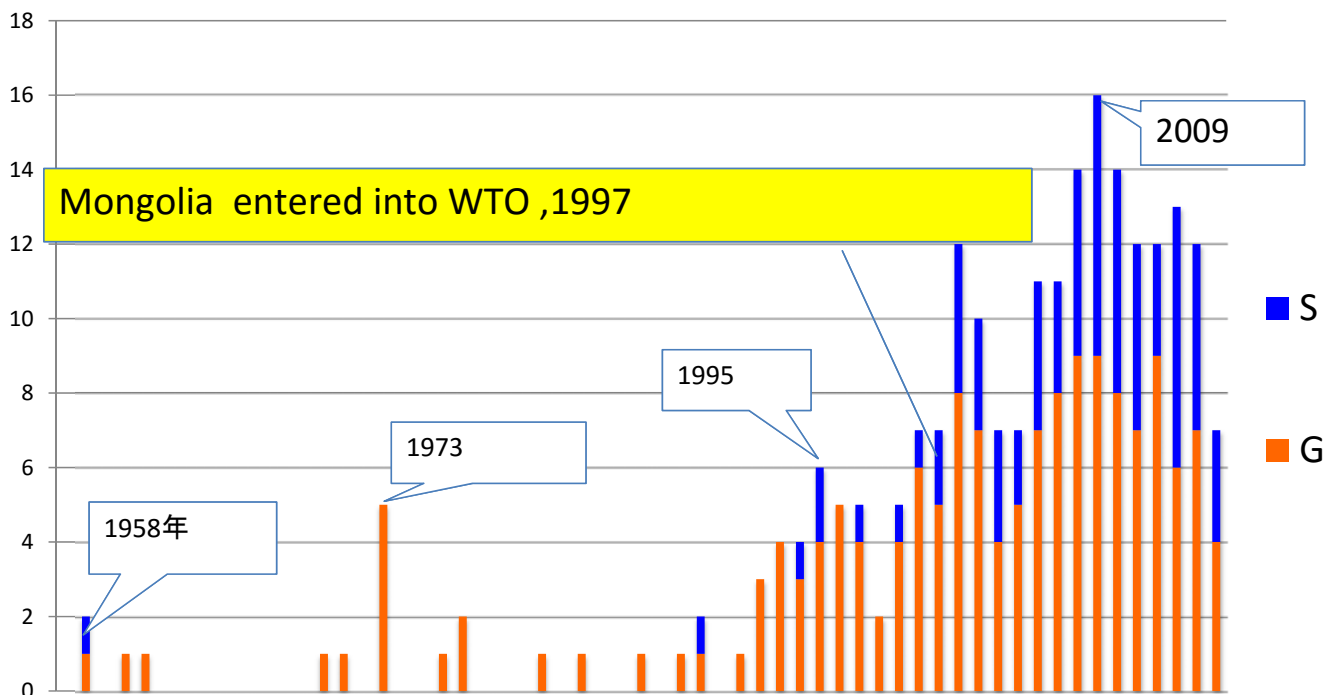
根拠規定： GATS Art. V

我が国の15のEPAのうち、“**日アセアンEPA**”は、財(Goods)だけを対象とする自由貿易協定、他のEPAは全て、財とサービスの両方を対象。

自由貿易協定(FTA/EPA)は、財の自由貿易協定とサービスの自由貿易協定に分かれている。

財だけのFTA=途上国型    財とサービスのFTA=先進国型

**日モEPAは、先進国型のFTA**



■ =サービスの自由貿易協定

■ =財の自由貿易協定

## 日本モンゴル経済連携協定

## 目次 前文

## 第1章 総則

## 第2章 物品の貿易

## 第1節 一般規則

## 第2節 セーフガード措置

## 第3節 他の規定

## 第3章 原産地規則

## 第4章 関税手続及び貿易円滑化

## 第5章 衛生植物検疫措置

## 第6章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

## 第7章 サービスの貿易

## 第8章 自然人の移動

## 第9章 電子商取引

## 第10章 投資

## 第11章 競争

## 第12章 知的財産

## 第13章 政府調達

## 第14章 ビジネス環境の整備

## 第15章 協力

## 第16章 紛争解決

## 第17章 最終規定

## 交渉の経緯



## 日・モンゴル経済連携協定



## &gt; 2009年6月

バイヤル首相(当時)が麻生総理(当時)に経済連携協定の締結を要望

## &gt; 2010年6月～2011年3月

官民共同研究

## &gt; 2012年3月

野田総理(当時)とバトボル

ド首相(当時)の日モン

ゴル 首脳会談で交渉開始を決定

## &gt; 2012年6月～2014年7月

7回の交渉会合

## &gt; 2014年7月

エルベグドルジ大統領の訪日時に大筋合意

## &gt; 2015年2月

サイハンビレグ首相訪日時に署名

> 2016年6月 発効

- 貿易の拡大やエネルギー・鉱物資源分野等における投資環境の改善を通じ、モンゴルとの「戦略的パートナーシップ」を一層強化。
- モンゴルからのエネルギー・鉱物資源の安定供給に寄与（石炭、ほたる石、レアメタルを輸入。モンゴルは、金、銅等も産出。）
- 民主化・市場経済化し、今後も中長期的な高成長が見込まれるモンゴルの経済成長を日本の経済成長に取り込む。
- 物品貿易、サービス、投資、電子商取引、競争、知的財産等のルールを盛り込んだ包括的な協定。モンゴルにとって初の経済連携協定。  
往復貿易額の約96%を協定発効後10年間で関税撤廃モンゴルは日本からの輸入額の約96%を10年間で無税に 残り4%:中古タイヤ、製造から10年超の自動車、紙巻たばこ等。日本はモンゴルからの現行輸入額の100%を10年間で無税に。

## 現状

## 日モEPAの特徴

日本からモンゴルへの輸出額は約400億円/年。  
 モンゴルから日本の輸入額は約15-20億円/年  
 モンゴルの国内総生産(GDP)は約120億ドル(世界で133番目)。一人当たり  
 \$4000。

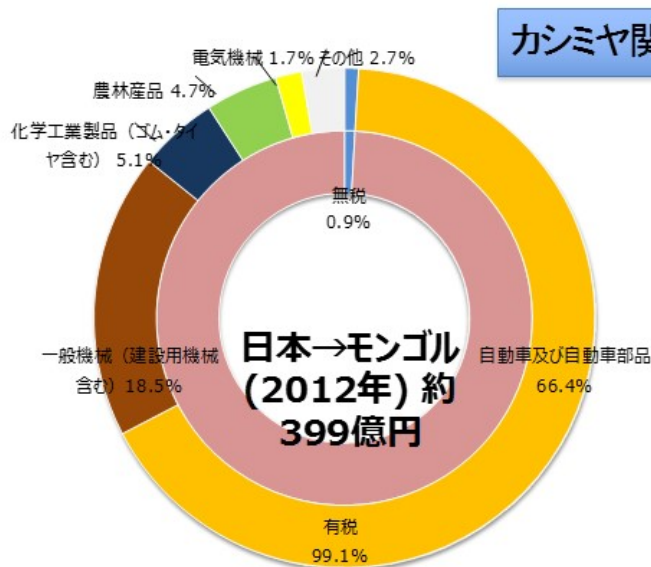
## 日モEPAの特徴

- 現在、日本からのモンゴル向け輸出の約6～7割は自動車関連。  
 →日本から輸出する製造3年以内の完成車(排気量4500cc以下)関税(現行5%)は即撤廃。  
 その他の完成車や自動車部品も、大半が10年以内に関税ゼロ。  
 タイヤ等の自動車部品,建設機械の関税(現行5%)も発効と同時に撤廃(=無税)
- モは過度な中古車(製造から10年以上)を実質的に輸入禁止とした。
- 日本は重要5分野(コメ、小麦、砂糖、豚肉、(乳製品))の輸入を禁止とした
- 「日本の商社などが鉱山を開発する際、外国企業であることを理由に差別的な待遇を受けたり、土地や建物を不当に収用されたりすることを禁止した。・・・日本企業が同国で鉱山などを開発しやすくなる。」・・・日モEPA協定の「**投資**」章
- モンゴルが自国内にサーバーを設置したり、ソフトウェアの中身の開示を義務付けるなどの規制は禁止とした。・・・日モEPA協定の「電子商取引」章

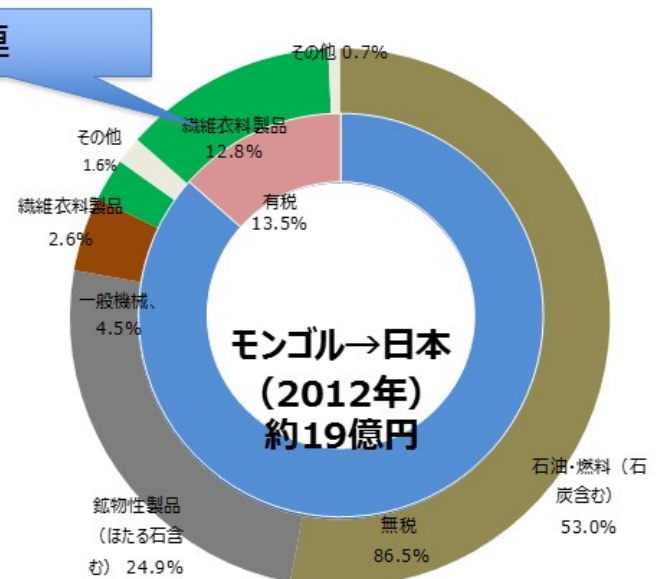
## 日モンゴルEPAに伴う物品市場アクセスの改善①

貿易額の約96%を協定発効後10年間で関税撤廃

モンゴル市場へのアクセス改善  
 日本からの輸入額の約96%を10年間で無税に  
 (2012年モンゴル政府統計)



日本市場へのアクセス改善  
 モンゴルからの輸入額の100%を10年間で無税に  
 (2012年財務省貿易統計)



カシミア関連

## 日モンゴルEPAに伴う物品市場アクセスの改善②

## モンゴル市場へのアクセス

## 鉱工業品

即時関税撤廃	4500cc以下の乗用車（製造後0～3年）、建設用機械（ブルドーザー等）、冷延鋼板、自動車部品（シャシ、エアバッグ等）、医療機器、繊維衣料製品等
5年間で関税撤廃	鉄鋼製品（ねじ、チェーン等）等
7年間で関税撤廃	革製のバッグ等
10年間で関税撤廃	銅製品、自動車部品（エンジン、ハンドル等）、化粧品等
15年間で関税撤廃	熱延鋼板等
20年間で関税撤廃	毛皮の衣類、一部の履物等
再交渉	有機化学品等
除外	中古タイヤ、製造後10年以上の中古車等

## 農林水産品

即時関税撤廃	切り花、りんご、なし、もも、みかん、ぶどう、柿等
5年間で関税撤廃	ストロベリー、味噌、食酢等
10年間で関税撤廃	キャンディー等
再交渉	小麦粉、紙巻きたばこ等
除外	牛肉、豚肉、肉の調製食品、粉及びミール等

## 日本市場へのアクセス

## 鉱工業品

即時撤廃	ほぼ全ての品目（貿易額ベースで約9.9%（品目数ベース（9桁）で94.6%）
10年以内に関税撤廃	一部の化学品、一部の皮革・履物等
除外	皮革・履物等

## 農林水産品

即時関税撤廃	一部のペットフード等
5年間で関税撤廃	集成材等
10年間で関税撤廃	菜種油等
関税削減・関税割当	一部の牛肉調製品、天然はちみつ等
除外	コム、小麦、砂糖、豚肉、合板等

※ 牛肉については、一部の牛肉調製品（ビーフジャーキー、コンビーフ、牛肉缶詰、レトルトビーフカレー等）について、関税割当を設定。冷凍したものについては、枝肉は関税撤廃等の対象から除外し、その他のものは5年目に再交渉。生鮮・冷蔵のものについては、関税撤廃等の対象から除外。

※ フレッシュチーズ、プロセスチーズについては、5年目に再交渉。その他チーズ（熟成チーズ）及びカードリンク（乳飲料の一種）については、関税割当とし（5年目に再交渉）枠内税率は無税とするとともに、枠割当数量を1トンとし、輸出実績が数量枠を超えた場合は、枠の拡大につき翌年再交渉。

※ 天然はちみつについては、関税割当とし、枠内税率は12.8%とするとともに、枠割当数量は、1年目の1トンから毎年100キログラムずつ拡大し、6年目及びそれ以降の各年は1.5トンにする。

**乗用車（4500CC以下、中古含む）**

- ・ **製造後0～3年**:大部分が即時の関税撤廃（総輸出額に占める割合は約26.2%）
- ・ **製造後4～6年**:大部分が10年以内に関税撤廃（総輸出額に占める割合は9.7%）
- ・ **製造後7～9年**：10年以内に関税撤廃  
（10年目まで現行関税が維持され、11年目の初日に完全撤廃／  
総輸出額に占める割合は約16.6%）。
- ・ **製造後10年以上**：関税譲許の対象外（総輸出額に占める割合は約0.9%）。

※ 4500CCを超える場合：10年以内の関税撤廃。

※ 4500CCを超えるCNG車(compressed natural gas)：関税譲許の対象外。

**自動車部品**

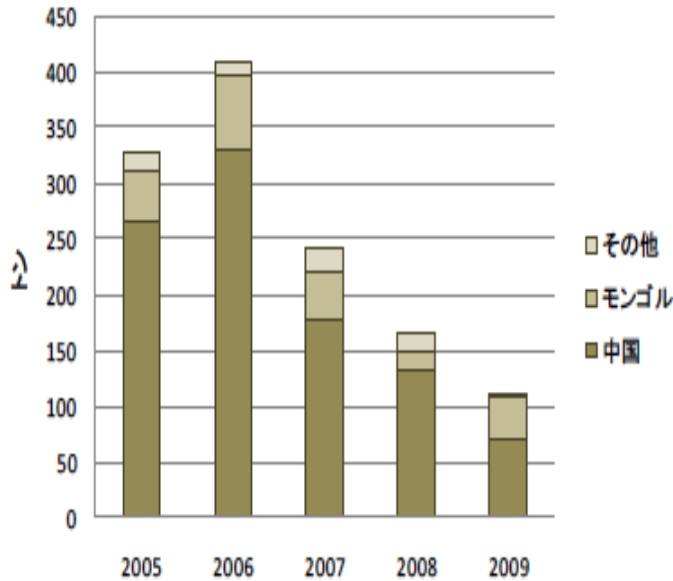
- ・ ゴム製の空気タイヤ、ショックアブソーバー、ギヤボックス、ボールベアリング、電動軸、シャシ、エアバッグ等……即時の関税撤廃。
- ・ ディーゼルエンジン、駆動軸、ステアリング、ラジエーター、バンパー等  
……10年間で関税撤廃。

**鉄鋼・鉄鋼製品**

- ・ 冷延鋼板……即時の関税撤廃。
- ・ ねじ・チェーン等……5年間で関税撤廃。
- ・ 熱延鋼板……15年間で関税撤廃。

## 日モEPA発効で.モンゴルから日本向けカシミア原毛・製品の輸出は増えるか

## 下図:日本のカシミア山羊の毛の輸入推移



出所:財務省貿易統計

モンゴルは日本の関税特恵の対象国、よって従来より、**カシミアやぎの原毛(HS510211)**及び馬肉(HS0205)の輸入関税はゼロ。割り箸(HS 441900-190)は2.82%、塩蔵、乾燥、燻製等の肉及び食用のくず肉(HS021099-090)は4.2%の関税がかかっている。

また、工業製品としてのカシミアや羊毛製の衣類、皮革製品等には従来、品目により6~11%の関税だった。これがEPAにより関税ゼロとなる。

●カシミア原毛(HS510211)はモンゴルからの農林水産物輸入額の80%を占める最大の輸入品

**日本のカシミア市場は原毛、最終製品ともに圧倒的に中国に独占されている。**数量ベースでは原毛の70%以上、最終製品では90%以上が中国からの輸入(2009年データ)。カシミア原毛の輸入量は国内のカシミア需要の減少や加工・製造拠点が海外に移ったため年々減少傾向。

## 日・モンゴル経済連携協定に含まれる主な分野

## 【物品一般ルール・原産地規則】

関税の撤廃又は削減、内国民待遇の供与等の義務の他、二国間セーフガード措置を規定。エネルギー・鉱物資源を含む両国の関心品目につき輸出入規制措置を導入する場合の情報提供を規定。特恵関税の対象となる原産品の認定基準・手続等を規定。

【**税関手続及び貿易円滑化**】物品の貿易を円滑化する為、税関手続の透明性の確保、物品の速やかな通関の為の措置、事前教示、両国の税関当局の協力及び情報の交換等を規定。

【**衛生植物検疫措置**】衛生植物検疫措置(SPS措置)の国際基準への調和に関する協力。同等性の認定について規定。小委員会を設置。

【**強制規格、任意規格及び適合性評価手続**】貿易の促進を目的に、国際規格の利用、強制規格の策定、適合性評価手続の結果の受入れ等につき規定。小委員会を設置。

【**サービス貿易**】両国間のサービス貿易を促進するための市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇、透明性等の規律につき規定。GATS下での約束を超える自由化を約束。

↑  
【**自然人の移動**】短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家等及びそれらの配偶者・子等の入国及び一時的な滞在を約束。入国・一時的滞在に関する手続の透明性の確保についても規定。

【**電子商取引**】電子商取引の促進のため、電子的送信に対する関税の不賦課、デジタル・プロダクトの無差別待遇、消費者保護等を規定。自国でのビジネスの条件として自国内へのコンピュータ施設の設置等を求めることの禁止を規定(我が国EPAで初。)

【**投資**】既存の日・モンゴル投資協定を上回る内容。投資許可段階の内国民待遇・最恵国待遇の付与、技術ライセンス契約に対する政府の介入の禁止(ロイヤリティ規制の禁止:我が国EPAで初。)、エネルギー・鉱物資源を含むあらゆる分野における公正衡平待遇及び投資家・政府間の契約遵守の義務付け、投資家と国家間の紛争解決(ISD条項)等を規定。

【**競争**】反競争的行為を規制するため、双方の当局が自国の法令に従って適切と認める措置をとる旨規定。また、当局間の具体的な協力手続等について規定。

【**知的財産**】透明性確保及び手続簡素化の観点から、出願に関連する情報の公開等について規定。知的財産の保護及び知的財産権の行使の強化のため、周知商標の保護、非開示情報の保護、商標権・著作権侵害物品の輸入に関する税関当局の職権による取締り権限の付与等を規定。

【**ビジネス環境の整備**】両国政府・民間の専門家の参加を得て、事業活動を遂行する両国の企業のためのビジネス環境の整備・向上を検討する小委員会を設置。相手国の企業からの苦情及び照会の受領等を任務とする連絡事務所の設置を規定。

【**協力**】農林水産(フード・バリューチェーン等)、中小企業、観光、情報通信技術、環境等の分野において協力を促進する旨規定。

【サービス貿易】両国間のサービス貿易を促進するための市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇、透明性等の規律につき規定。GATS下での約束を超える自由化を約束。

#### モンゴル側の約束:

- ・分野の拡大: 電子計算機サービス及び関連サービス, 不動産に係るサービス, 高等教育サービス
- ・条件・制限の縮小: 小売りサービスの第3モードについて制限を撤

【知的財産】-透明性確保及び手続簡素化の観点から、出願に関連する情報の公開等について規定。知的財産の保護及び知的財産権の行使の強化のため、周知商標の保護、非開示情報の保護、商標権・著作権侵害物品の輸入に関する税関当局の職権による取締り権限の付与等を規定。

#### 【電子商取引】

電子商取引の促進のため、電子的送信に対する関税の不賦課、デジタル・プロダクトの無差別待遇、消費者保護等を規定。自国でのビジネスの条件として自国内へのコンピュータ施設の設置等を求めることの禁止を規定（我が国EPAで初）

#### 【投資】

既存の日・モンゴル投資協定を上回る内容。投資許可段階の内国民待遇・最恵国待遇の付与、技術ライセンス契約に対する政府の介入の禁止（ロイヤリティ規制の禁止：我が国EPAで初。）、エネルギー・鉱物資源を含むあらゆる分野における公正衡平待遇及び投資家・政府間の契約遵守の義務付け、投資家と国家間の紛争解決（ISD条項）等を規定。

2001年2月15日署名

2002年3月24日発効

旧投資協定では保護型、  
本EPAでは自由化の約束。

旧投資協定は、本EPAの発効日に終了。

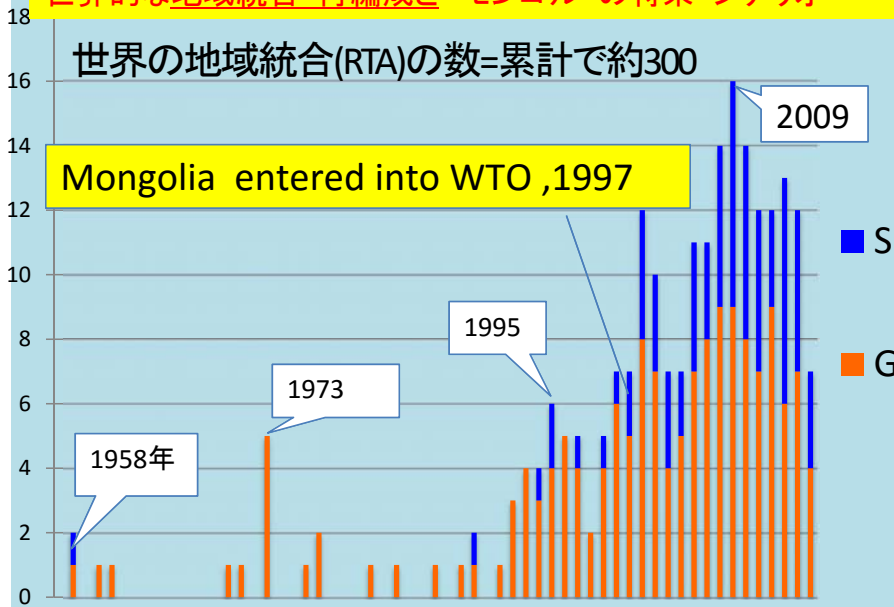
私契約に規定された非開示情報の保護期間を制限する措置、非開示情報の開示を正当な理由なく強制する措置の禁止等。

## 日本モンゴルEPAに期待される効果

- ☑ EPA発効後、両国は貿易総額の96%を占める品目数の関税を10年かけて撤廃する（ただし貿易品目数で見た我が国の自由化率は90%に達せず、従来の我が国のt他のEPAの自由化率85-90%をほぼ踏襲する85%となった）。
- ☑ モンゴル側は日本の最大の輸出品目である中古車への輸入関税を10年かけて撤廃し、新車の関税率はただちに撤廃する。  
モンゴルの輸入関税は現行、一律5%。途上国の中でも低い。
- ☑ モンゴルからは鉱物資源に加え、カシミヤに代表される繊維・アパレル品や皮革品および食料品の対日輸出の拡大が期待される。  
日本からは自動車・輸送機器を含む財・サービスの輸出拡大が期待。
- ☑ 協定にISDS条項(投資家と投資受入国の紛争解決手続き)が盛り込まれたことで、モンゴルの石炭を含む鉱物資源開発に携わる日本企業への保護手続きが確保された。

- ☑ 日モEPAの発効と同時に、既存の“日モ投資協定”(2002年3月発効)は終了。

世界的な地域統合・再編成と“モンゴル”の将来・シナリオ



● **世界的な動き(メガ FTA)**  
 TPP, TTIP, EU-Japan FTA, RCEP, EEU(ユーラシア経済連合)  
 →(Eurasian Economic Union 2015年設立)

● **地域統合(RTA)の進化:**  
 FTA(自由貿易地域)  
 Customs Unions(関税同盟)  
 Common market(共同市場)  
 Economic Union(経済同盟)  
 Economic integration(経済統合)

● WTO加盟163カ国の中で、125カ国はすでに、いずれかの関税同盟(約20)に加盟済み。

今後のシナリオ: The future of Mongolia's FTA(s)

#1: モンゴルは中国(China)またはロシア(Russia)とFTAを締結する。

scenario 1<sup>st</sup>: the possibility of FTA between Mongolia and China/Russia

#2: モンゴルは 米国(US)または欧州連合(EU)とFTAを締結する。

scenario 2<sup>nd</sup>: the possibility of FTA between Mongolia and US/EU

#3: モンゴルは EEU(Eurasian Economic Union)に加盟する。

scenario 3<sup>rd</sup>: the possibility of Mongolia's entering into EEU

#4: モンゴルは EEUとFTAを締結する。

scenario 4<sup>th</sup>: the possibility of establishing FTA between Mongolia and EEU

Draft by IWATA (Dr./prof Aoyama Gakuin University)

まとめ

- 2009年、バヤル首相(当時)は、日本の**技術**とモンゴルの**石炭**を交換したいと発言。
- 日モEPAは、モンゴルにとっては、一定の政治・経済的な安定の確保に貢献する。
- 日モEPAは、日本にとって、資源(石炭・コークス炭)の安定確保に直結しない。
- 中国は、日モ間の資源の移動(通過)に影響力を維持し続ける。
- モンゴルが資源を中国ルートで日本へ輸送するとしても、中国と韓国の利益が重要。
- ロシアは、モンゴル資源を日本へ輸送する経路を提供できるが輸送コストが課題。
- 日モEPAの効果を評価するには、長期的かつ複数の分野からの貿易利益を総合的に見る必要がある。
- FTAに代表されるグローバルな地域統合の再編成が始まっている中、日欧米はモンゴルとのアライアンス(同盟関係)を維持できるか？  
 モンゴルは、バランス外交の下で、ベトナム型のFTA戦略をとるか？



ご静聴ありがとうございました